

函館市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市条例第 3 2 号

#### 函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 2 号および第 3 号中「第 6 4 条の 7 第 1 項の申告書、」を削る。

第 2 6 条第 3 項中「以下この項および次項ならびに」を「次項および」に改め、「いう。）」の後ろに「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 6 3 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 6 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 1 項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 4 条第 1 項中「、軽自動車税の賦課徴収については」および「前条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）または」を削り、同条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者または」を削り、同条第 3 項および第 4 項を削る。

第 6 4 条の 3 の見出しを「（軽自動車税の課税免除）」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 6 4 条の 4 から第 6 4 条の 9 までを削る。

第 6 5 条の見出しを「（軽自動車税の税率）」に改め、同条各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条の見出しを「（軽自動車税の賦課期日および納期）」に改め、同条第1項および第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条の3の見出しを「（軽自動車税の徴収方法）」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条の見出しを「（軽自動車税に関する申告または報告の義務）」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第68条の見出しを「（軽自動車税に係る不申告等に関する過料）」に改める。

第69条の見出しを「（軽自動車税の減免）」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条の2の見出しを「（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分、第4項および第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条第2項中「第63条第3項ただし書」を「第63条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出しおよび同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年までまたは」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「第7条の3の2第1項」を「第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条の3第3項中「第15条第22項第1号」を「第15条第21項第1号」に改め、同条第4項中「第15条第22項第2号」を「第15条第21項第2号」に改め、同条第5項中「第15条第22項第

3号」を「第15条第21項第3号」に改め、同条第6項中「第15条第23項第1号」を「第15条第22項第1号」に改め、同条第7項中「第15条第23項第2号」を「第15条第22項第2号」に改め、同条第19項中「第15条第28項」を「第15条第27項」に改め、同条第20項中「第15条第32項」を「第15条第31項」に改め、同条第21項中「第15条第37項」を「第15条第36項」に改める。

附則第8条の4第3項各号列記以外の部分中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第4項第4号中「第12条第23項」を「第12条第24項」に改め、同項第6号中「第12条第24項」を「第12条第25項」に改め、同条第5項第5号および第7項第5号中「第12条第31項」を「第12条第32項」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）または同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第14条の2の見出しを「（軽自動車税の税率の特例）」に改め、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（

昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「および第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「および次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第14条の2の2の見出しを「(軽自動車税の賦課徴収の特例)」に改め、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「または第3項」に改め、同条第2項および第3項中「の種別割」を削る。

附則第14条の3から第14条の7までを削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の函館市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為およびこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる軽自動車税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 函館市税条例の一部を改正する条例(平成26年函館市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。